

基安労発0426第1号
平成25年4月26日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(公 印 省 略)

職域における風しん対策について

昨年からの風しん患者の増加に対する対策については、別紙1のとおり『先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について(情報提供及び依頼)』の一部改正について(平成25年2月26日付健感発0226第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)等が都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)長あてに通知されているところである。

平成25年の風しん報告数は第15週までに4068例となり(4月17日時点)、平成24年の同時期と比較し、約30倍となっており、特に、成人男性において多数の報告が認められており、今後職域においても更なる感染拡大が予想される。

このことを踏まえ、別紙2のとおり厚生労働省健康局において職域における風しん対策に関するリーフレットが作成されており、風しんに関する情報が、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/)にまとめられているので、業務の参考までに了知されるとともに、局のホームページにリンクを掲載する等周知方協力に配慮されたい。

なお、関係団体に対し、別紙3のとおり要請を行ったので、了知されたい。

基安労発0426第2号
平成25年4月26日

独立行政法人労働者健康福祉機構
産業保健担当理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

職域における風しん対策について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年からの風しん患者の増加に対する対策につきましては、別紙1のとおり「『先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について(情報提供及び依頼)』の一部改正について」(平成25年2月26日付健感発0226第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)等が都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)長あてに通知されているところです。

平成25年の風しん報告数は第15週までに4068例となり(4月17日時点)、平成24年の同時期と比較し、約30倍となっており、特に、成人男性において多数の報告を認めており、今後職域においても更なる感染拡大が予想されます。

このことを踏まえ、別紙2のとおり厚生労働省健康局において職域における風しん対策に関するリーフレットが作成されておりますので、お知らせ致します。また、風しんに関する情報は、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/)にまとめられております。

つきましては、貴職におかれましても、各産業保健推進センターのホームページ等を通じて、管内の事業場に対し本疾患の対策等をお知らせくださいますようお願いいたします。

健感発0226第1号

平成25年2月26日

各
〔都道府県
保健所設置市
特別区〕
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について
（情報提供及び依頼）」の一部改正について

昨年からの風しん患者の増加に対する対策については、「風しん患者の地域的な増加について」（平成24年5月25日付事務連絡）、「風しん対策の更なる徹底について」（平成24年7月19日付健感発0719第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）及び「先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について」（平成25年1月29日付健感発0129第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、その対策をお願いしているところです。

平成25年の風しん報告数は第7週までに745例となり（2月20日時点）、平成24年の同時期と比較し、約20倍となっており、特に、関東地方において報告数が急増しています。

つきましては、先般の「先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について」（平成25年1月29日付健感発0129第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を別添のとおり変更し、妊婦の夫、子どもその他の同居家族への周知の強化を図ることと致しました。

貴職におかれては、引き続き、風しんに対する一層の対策の徹底をお願いします。

各 (都 道 府 県)
保健所設置市 衛生主管部 (局) 長 殿
特 別 区

厚生労働省健康局結核感染症課長

先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について
(情報提供及び依頼)

昨年からの風しん患者の増加に対する対策については、「風しん患者の地域的な増加について」(平成24年5月25日付事務連絡)及び「風しん対策の更なる徹底について」(同年7月19日付健感発0719第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)において、発生動向に注意をお願いするとともに、特に妊婦を守る観点から風しんに対する一層の対策をお願いしているところです。平成24年の風しん報告数は2,353例(暫定値)となり、過去5年間で最も多い報告数となりました。また、先天性風しん症候群の報告数が5例(暫定値)となり、平成16年の10例に次ぐ値となっております(別添参照)。風しんの報告数の増加傾向は数年持続することが知られており、本年も風しんや先天性風しん症候群の増加傾向が持続することが懸念されます。

貴職におかれては、下記の点に留意の上、先天性風しん症候群の発生予防のため、これまで風しんにかかっていない方、予防接種を受けていない方及び妊娠可能年齢の方への情報提供・注意喚起、産婦人科・小児科関連医療機関等への情報提供等の風しんに対する一層の対策の実施をお願いします。

記

1. 風しんの定期予防接種対象者に対し、積極的な接種勧奨を行うこと。
2. 妊婦への感染を抑制するため、特に、
 - ① 妊婦の夫、子どもその他の同居家族
 - ② 10代後半から40代の女性(特に、妊娠希望者又は妊娠する可能性の高い者)
 - ③ 産褥早期の女性のうち、抗体価が十分であると確認ができた者以外の者に対して、任意での予防接種を受けることについて検討いただくよう、周知を図ること。
3. 貴管内の産婦人科医療機関等に対し、妊婦の同居家族への情報提供を行うとともに、妊娠中に風しんに罹患(疑いを含む。)した女性に対しては、無用な不安をあおらないよう留意の上、妊婦からの相談に応じるなどの適切な対応を行うよう、周知を図ること。
4. 貴管内の小児科医療機関等に対し、次の事項について、周知を図ること。
 - (1) 先天性風しん症候群が感染症法上の全数届出対象疾患であること。
 - (2) 風しん報告数増加地域での妊娠初期検査で風しん抗体陰性又は低抗体価の妊婦から出産した新生児に対し、先天性風しん症候群を念頭におき注意深い対応を行う必要があること。

(参 考)

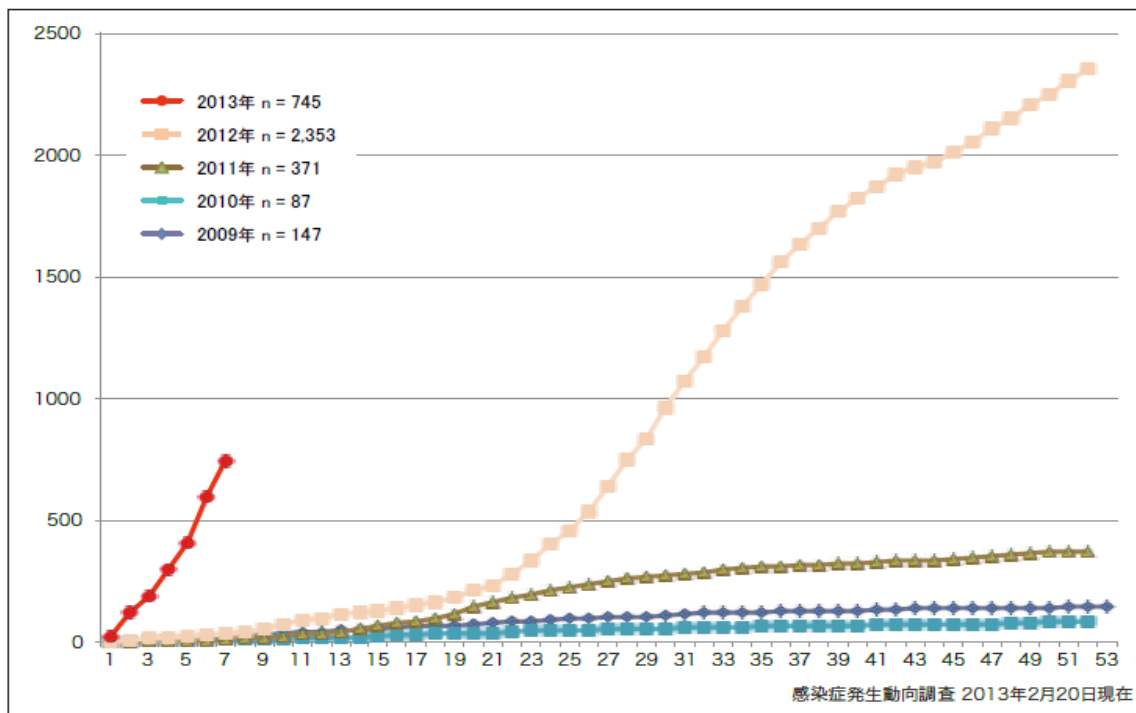
別添1 「1. 風しん累積報告数の推移、2. 先天性風しん症候群の年間報告数の推移」

別添2 「3. 週別風しん報告数2012年第1~52週、2013年第1~7週」

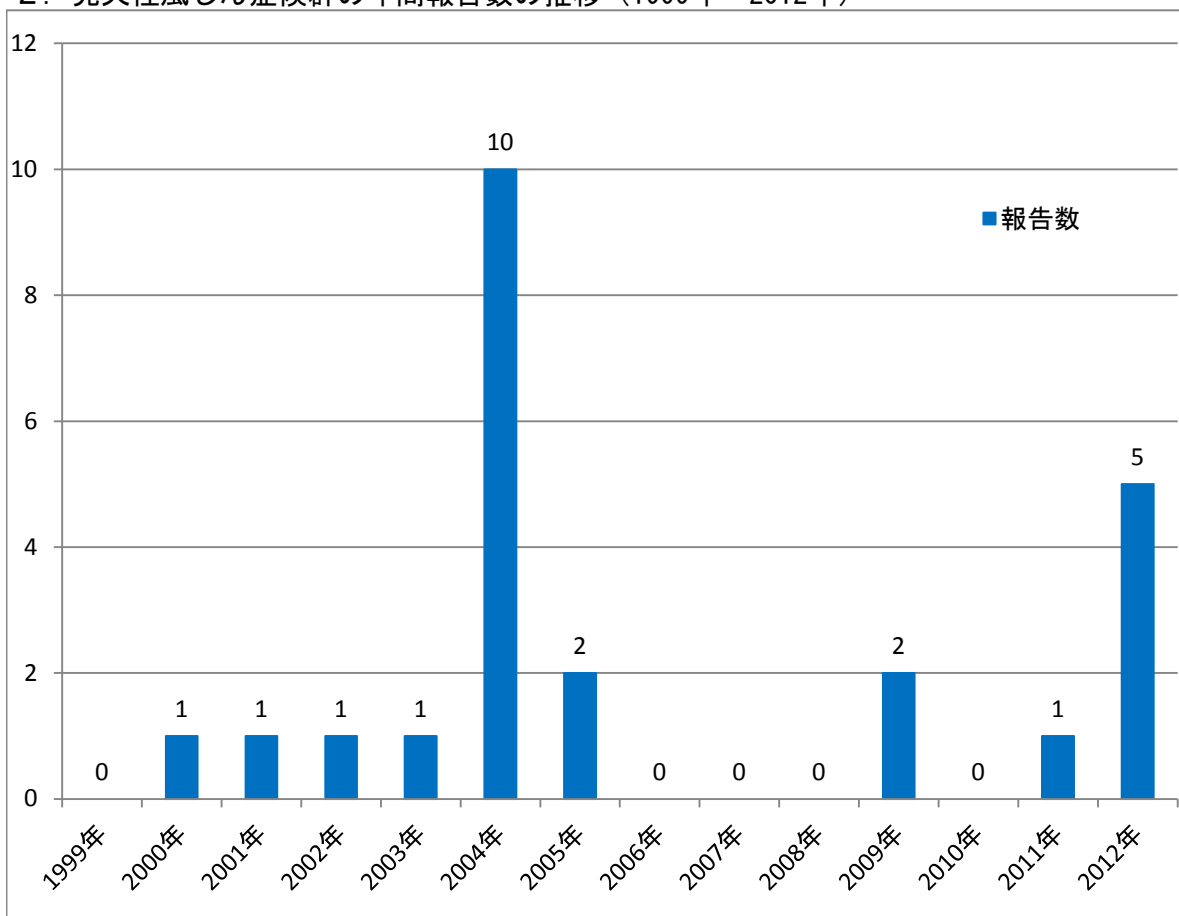
別添3 「4. 都道府県別病型別風しん累計報告数2012年第1~52週、2013年第1~7週」

1. 風しん累積報告数の推移2009～2013年(第1～7週)

Cumulative number of rubella cases by week, 2009-2013 (week1-7)
(based on diagnosed week as of February 20, 2013).



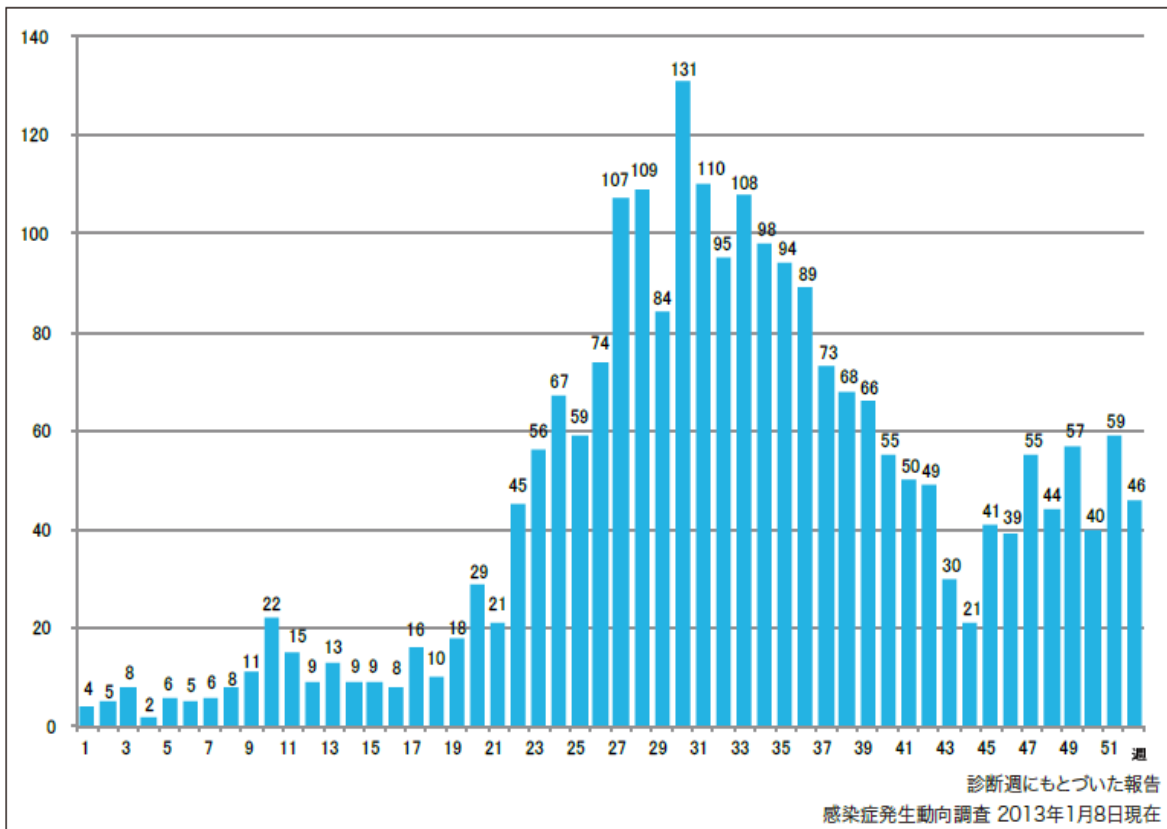
2. 先天性風しん症候群の年間報告数の推移 (1999年～2012年)



※2011年、2012年の報告数については、暫定値である。
 なお、最新の発生動向については、国立感染症研究所感染症情報センター
 「感染症発生動向調査 週報」<http://www.nih.go.jp/niid/ja/idwr.html>でご確認ください。

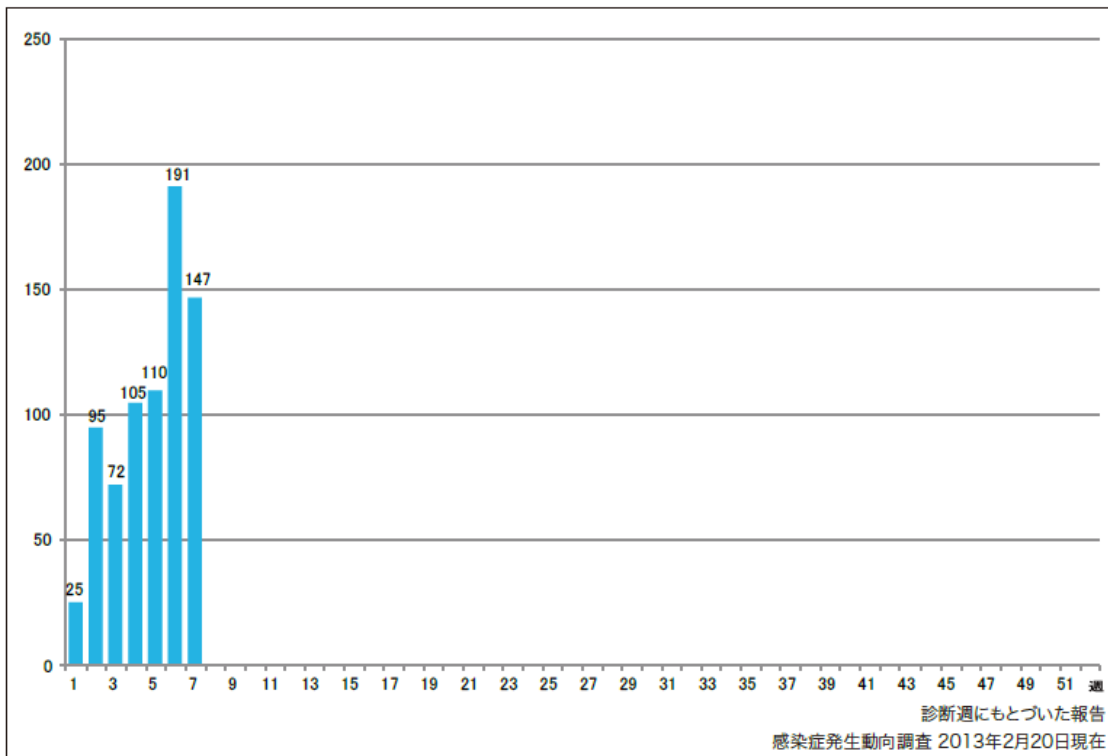
3. 週別風しん報告数 2012年第1～52週 (n=2,353)

Weekly rubella cases from week 1 to week 52, 2012 (based on diagnosed week as of January 8, 2013)



2013年第1～7週 (n=745)

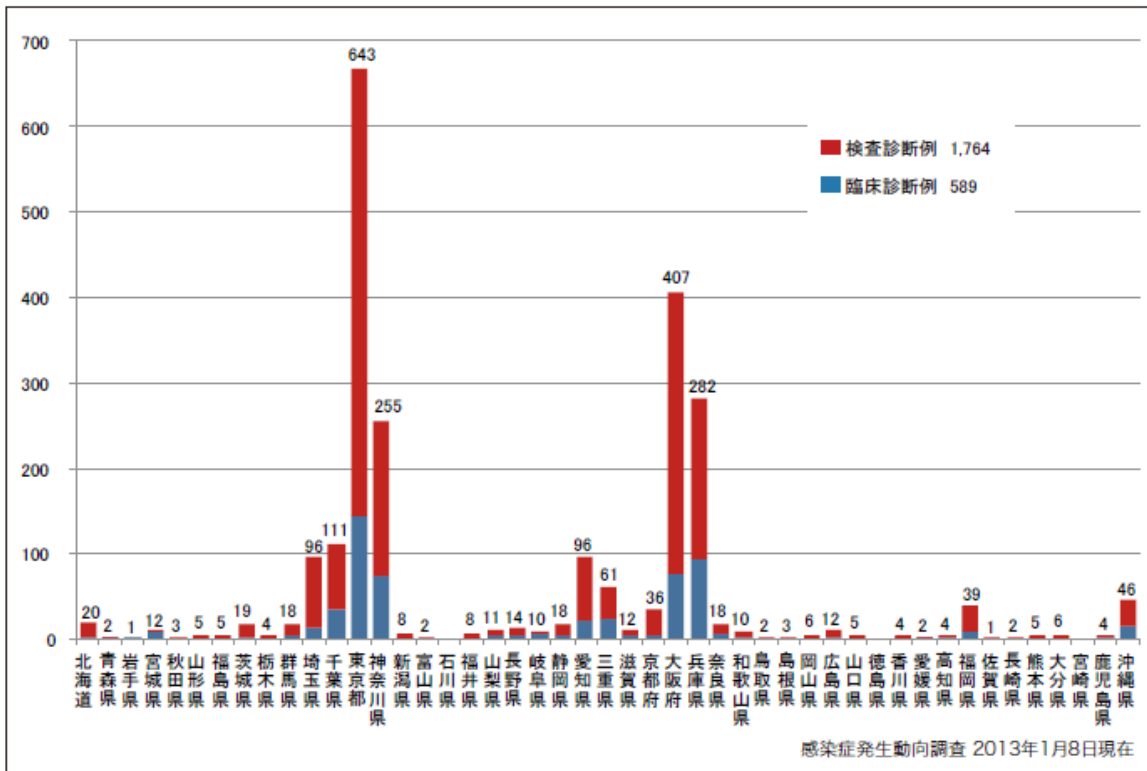
Weekly rubella cases from week 1 to week 7, 2013 (based on diagnosed week as of February 20, 2013).



4. 都道府県別病型別風しん累計報告数 2012年第1~52週 (n=2,353)

Cumulative rubella cases by prefecture and methods of diagnosis from week 1 to week 52, 2012 (as of January 8, 2013).

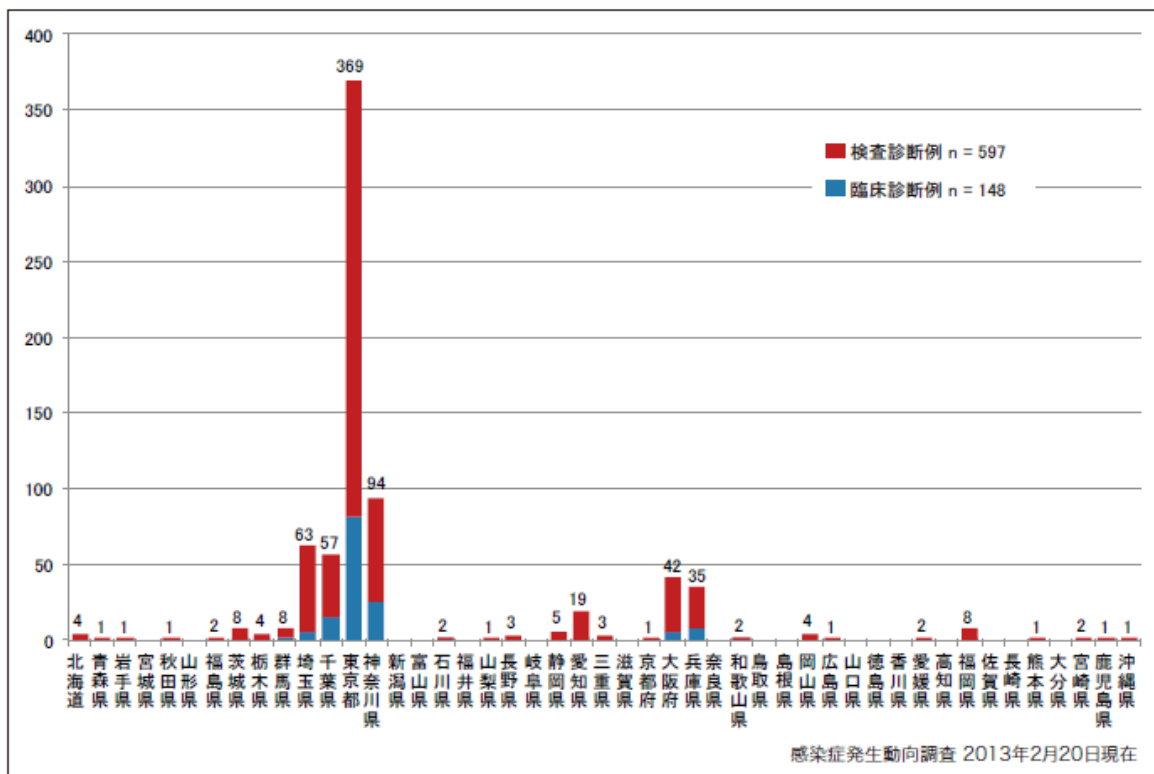
■ Clinically diagnosed ■ Laboratory diagnosed



2013年第1~7週 (n=745)

Cumulative rubella cases by prefecture and methods of diagnosis from week 1 to week 7, 2013 (as of February 20, 2013).

■ Clinically diagnosed ■ Laboratory diagnosed



自分自身だけでなく、家族と一緒に働く方を風しんからまもるために、下記の対策をご検討ください。

1 女性は…

→妊娠前に風しんの**予防接種**をご検討ください。

※接種後2か月は避妊が必要です。
※2回の接種で、より確実に先天性風しん症候群を予防できます。

2 妊娠中の女性は…

→ご家族の方に風しんの**予防接種**を検討して貰ってください。

※妊婦は風しんの予防接種を受けることができません。
※妊娠中で予防接種を受けられない場合には、人混みを避けるなど、風しんにかかっている可能性のある人との接触は可能な限り避けてください。

3 成人男性は…

→以下をチェック！

- 風しんにかかったことがない方
- 風しんワクチンを受けていない方
- どちらも不明な方

該当する方は、風しんの予防接種をご検討ください。

※2回接種しても問題ありません。

風しん
流行中

今年の患者報告数は昨年の約30倍！

あなたの**職場**でも

風しん予防対策されていますか？

今、風しんにかかる患者のうち、働く年齢層の方が多くなっています。

最もよくないのは、妊婦を経由して、赤ちゃんが先天性風しん症候群になることです。

事業者の皆様へ

健康で安心な職場の環境整備のため、下記の対策をご検討ください。

1 従業員が予防接種のために医療機関などの受診を希望した場合には、ご配慮ください。

2 入社時などに、予防接種の記録の確認を本人に呼びかけるようにしてください。

3 職場での感染予防のため、風しんにかかった人の休暇についてご配慮ください。

4 従業員に対し、風しん抗体検査の機会を設けるようご配慮ください。



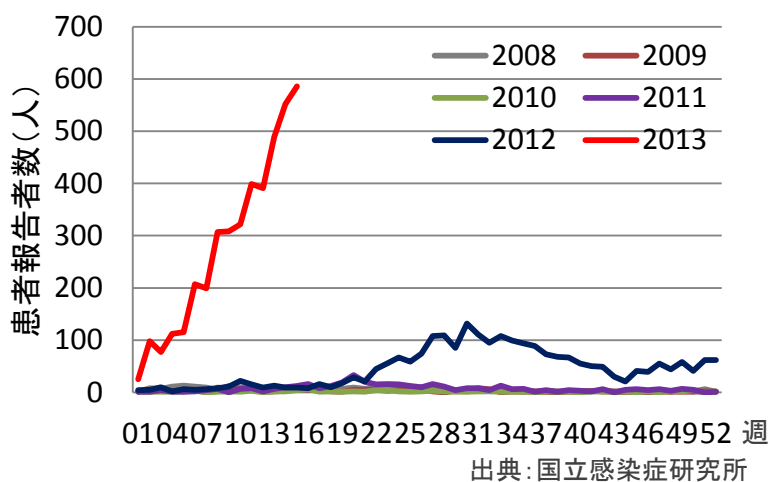
Question 1 なぜ職場で風しん予防対策が必要なの？

それは、今、風しんにかかる患者は働く層の方に多いからです。

- ✓ 全風しん患者の約70%が男性。そして、男性患者の約80%は20～40代と労働人口と重なります。
 - ✓ また、女性患者の約75%も10代後半～30代。
- ※2011年の国の調査によると、20代～40代の男性の約15%に風しんの免疫がなく、女性の約15%は風疹の免疫がないまたは、不十分であることがわかっています。

◎職場での風しん予防対策は、社会全体の風しん感染拡大防止にもつながりますので、予防のご理解、ご協力をお願い致します。

【風しんと報告された患者数】



Question 2 なぜ風しんにかかるとよくないの？

1番よくないのは、妊婦を経由して赤ちゃんが先天性風しん症候群になること。

- ✓ 妊娠した女性(とくに妊娠20週頃まで)が風しんにかかると、耳が聞こえにくくなる、心臓に奇形が生じる、目が見えにくくなる、精神や身体の発達に遅れが生じるなどの障がい(先天性風しん症候群)を持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。

Question 3 そもそも風しんってどんな病気？

- ◆ 風しんウイルスが感染者の飛まつ(唾液のしぶき)などによって他の人にうつります。
- ◆ 主な症状として発疹、発熱、リンパ節の腫れ(3つの主な症状)が認められます。3つの症状がそろわない人も多く、感染しても症状がない人は約15～30%程度います。
- ◆ 通常は自然に治りますが、稀に脳炎になったり、血小板という血液の成分が減少して、皮膚に紫斑が現れる人もいます。関節が痛くなる人もいます。症状が出る前後の約1週間は、周りの人にうつす可能性があります。

Question 4 風しんにかかってしまったら？

- ◆ 勤務先と相談の上、感染を周りに広げないように自宅で休みましょう。
- ◆ やむを得ず外出する際には、マスクを着用し、できるだけ人混みを避けましょう。
- ◆ 風しんを疑う症状を認めたら、無理をして職場に行くことはやめ、医療機関に相談しましょう。

Question 5 予防接種を受けるには？

- ◆ 予防接種を受ける場合、麻しん対策の観点も考慮して、麻しん風しん混合ワクチンを接種することをお勧めしています。
- ◆ 予防接種の実施医療機関については、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

※妊娠期間中は予防接種を受けられません。

(別紙3)

基安労発0426第2号

平成25年4月26日

独立行政法人労働者健康福祉機構
産業保健担当理事 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

職域における風しん対策について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年からの風しん患者の増加に対する対策につきましては、別紙1のとおり『『先天性風しん症候群の発生予防等を含む風しん対策の一層の徹底について(情報提供及び依頼)』の一部改正について』(平成25年2月26日付健感発0226第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)等が都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)長あてに通知されているところです。

平成25年の風しん報告数は第15週までに4068例となり(4月17日時点)、平成24年の同時期と比較し、約30倍となっており、特に、成人男性において多数の報告を認めており、今後職域においても更なる感染拡大が予想されます。

このことを踏まえ、別紙2のとおり厚生労働省健康局において職域における風しん対策に関するリーフレットが作成されておりますので、お知らせ致します。また、風しんに関する情報は、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/)にまとめられております。

つきましては、貴職におかれましても、各産業保健推進センターのホームページ等を通じて、管内の事業場に対し本疾患の対策等をお知らせくださいますようお願いいたします。